

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：土木管理費 目：建設業指導監督費

事業名 **拡**ぎふ建設人材育成リーディング企業認定事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

県土整備部 技術検査課 建設人材育成係 電話番号：058-272-1111 (内 2293)

E-mail: c11656@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,700千円 (前年度予算額：2,496千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,496	0	0	0	0	0	0	0	2,496
要求額	3,700	0	0	0	0	0	0	0	3,700
決定額	3,700	1,506	0	0	0	0	0	0	2,194

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

建設産業は社会資本整備の担い手であるとともに、地域の防災・安全を支える重要な役割を担っている。しかしながら、経営環境の悪化や、建設産業に持たれているマイナスイメージにより、若年入職者の減少、従事者の高齢化が進んでおり、将来の担い手不足が大きな課題となっている。

そこで、労働環境の改善や人材の育成等に積極的に取り組む建設業者や測量、設計、調査等を行う建設関連業者を県が「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定企業」と認定するとともに、認定企業を対象に取組意識の向上や魅力発信の強化を図るためのセミナーを開催し、フォローアップすることにより、さらなる担い手確保や業界全体のイメージアップを図る。

(2) 事業内容

①建設人材育成企業の登録

- ・従業員の労働環境の改善や人材の育成等に取り組む建設業者及び建設関連業者を「岐阜県建設人材育成企業」として登録する。

②リーディング企業の認定

- ・登録企業の中から、取り組み状況が優良な企業を『ぎふ建設人材育成リー

ディング企業』として認定する。

- ・認定にあたっては、休日・休暇、若者・女性の雇用や生産性向上（ICTの活用状況等）などの項目について評価を行い、達成度に応じ3段階のランクに分けて認定する。

③リーディング企業の認定証授与式

- ・リーディング企業に認定された企業の認定証授与式を行う。
- ・有識者による講演や、新しく認定された企業により事例発表を行い、さらなる取り組みの推進を図る。

④制度の周知、リーディング企業のPR

- ・リーディング企業が、労働環境の改善や人材の育成等に積極的に取り組む企業として、県が認定していることを認知してもらう必要があり、広く制度の周知を図る必要がある。建設業協会等の行事等に併せて、制度概要、認定企業の取組状況、ゴールドランク企業の取組事例を紹介。
- ・リーディング企業認定証授与式の様子やリーディング企業の取り組み事例を認定企業集を活用し、県内に広く発信することで、県内企業の取り組みの広がり、建設産業への若者・女性の入職の増加の推進を図る。
- ・また、リーディング企業が、求人活動等の際に自社をPRするためのツール（のぼり旗、ピンバッジ）を支給する。

⑤リーディング企業のブラッシュアップ支援

- ・認定企業の取組意識の向上を図るため、セミナーを開催

(3) 県負担・補助率の考え方

地域雇用や地域社会インフラ保全の観点からも県内建設産業の健全な発展は県の最重要課題として対応する必要があり、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	48	認定式事例発表者謝金、認定選考委員会委員報償費
旅費	58	認定式事例発表者及び認定審査委員会委員費用弁償 等
需用費	606	認定証・額縁作成費 等
役務費	23	通信運搬費
使用料	230	認定式会場、セミナー会場
委託料	2,735	認定式企画・運営委託 認定企業集制作委託 セミナー講師費用弁償、セミナー講師委託、テキスト印刷料
合計	3,700	

決定額の考え方

財源については、地方創生推進交付金を充当します。

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

・創生総合戦略

3 地域にあふれる魅力と活力づくり

(2) 次世代を見据えた産業の振興

①産業を支える人材の育成

(建設・建築分野)

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」の運用、「建設ICT人材育成センター」におけるICTの活用や入職者の定着等を目的とした研修を実施するほか、小中学生等への魅力発信により、建設分野における人材の育成・確保を推進する。

(2) 国・他県の状況

担い手3法（改正：平成26年6月4日）において、建設工事の担い手の育成及び確保とその支援に関する責務が追加され、さらには建設業の働き方改革の推進や生産性の向上を目的として、新担い手3法（改正：令和元年6月5日、令和元年6月7日）が成立し建設業の人材不足について、国においても喫緊の課題として捉えられている。

(3) 後年度の財政負担

—

(4) 事業主体及びその妥当性

県内建設業者を広く支援するため、県が主体となって事業を行う。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

建設業の若年就業者数の総数及び建設業就業者数に占める若年就業者の占める割合の減少に歯止めをかけ、将来の建設産業を支える担い手を育成し地域社会の安心・安全を支える建設業の再生を推進する。

【岐阜県の建設業就業者数】

出典：国勢調査

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
建設業就業者数	115,957 人	101,182 人	84,542 人	80,479 人
若年就業者数 (29歳以下)	24,853 人	15,749 人	9,594 人	7,849 人
若年就業者数の 占める割合	21.4%	15.6%	11.3%	9.8%

【岐阜県の土木建築サービス業】

出典：経済センサス

	平成 13 年	平成 28 年
土木建築サービス業	7,236 人	4,513 人 (▲37.6%)

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標	達成率
認定企業数	0 (H29)		254 (R2)	280 (R3)	90.7% (R2)

○指標を設定することができない場合の理由

—

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

前年度は、年に1回の認定の機会を設け11月に認定し、認定企業のPRのため認定証授与式を行った。

12月22日 岐阜県庁議会西棟第1会議室

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
第6回までの建設人材育成企業登録 515社
ぎふ建設人材育成リーディング企業認定 254社
(ゴールドランク78社、シルバーランク82社、
ブロンズランク94社)

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	将来の建設産業を支える人材の確保・育成は喫緊の課題であり、本制度により県が業者を認定することで、業者の労働環境の改善や人材の育成等への取り組みを一層推進するため、事業の必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	企業からの認定制度の活用に対するニーズは高い。また、ハローワークと連携し、求人票での認定企業のPRを行うなど有効性は高い。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	認定企業をより効果的にPRするため、認定証授与式を行うなど効果的・効率的に事業を実施している。

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項
制度の普及促進を進め、多くの業者に認定申請をしてもらうことに加え、制度を広く周知し、若者・女性等に認定企業を知ってもらうことが必要。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
制度の周知を行い、認定企業の増加を図る。また、認定企業をPRし、業者のイメージアップを図る。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	